

●営業の種類（詳細）

1	飲食店	食品を調理する営業、又は設備を設けて客に飲食させる営業
1	飲食店(簡易)	臨時的な飲食店営業
1	飲食店(自動車営業)	自動車での飲食店営業
2	自動販売機(調理機能有)	食品に直接接触する自動販売機のうち、自動洗浄等の高度な機能を有しないものや屋外設置のもの
3	食肉販売業	鳥獣の生肉を販売する営業(容器包装済みを除く)
4	魚介類販売業	店舗を設け鮮魚介類(冷凍及び鯨肉含む)を小売販売(仲卸含む)する営業(容器包装済みを除く)
4	魚介類販売業(自動車営業)	自動車での魚介類販売業
5	魚介類競り売り業	市場において鮮魚介類の卸売りをする営業
6	集乳業	生乳(生牛乳や生山羊乳以外の動物の乳含む)を集荷する業
7	乳処理業	生乳を処理し、又は飲用乳の製造(小分け含む)をする。併せて乳飲料や清涼飲料水の製造する営業
8	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業。
9	食肉処理業	鳥獣のと殺もしくは解体、分割、細切する営業
9	食肉処理業(自動車営業)	自動車での食肉処理業
10	食品の放射線照射業	放射線を放射する営業
11	菓子製造業	菓子、チューインガム、パン、あんを製造する営業 焼き芋、干し果実等農産物の極めて簡易な加工や、ジャム、クリーム等主として副食として使用するものの製造は含まない
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー等を製造する営業
13	乳製品製造業	乳製品(乳製品飲料含む)を製造する営業。(固形乳製品の小分け除く)
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない飲料を製造する営業
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する営業。併せて食肉または食肉製品を使用したそうざいの製造。
16	水産製品製造業	水産の動物及び卵を主原料とした食品の製造を行う営業。併せて同原料のそうざいの製造。
17	氷雪製造業	氷を製造する営業
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを収集し加工する営業
19	食用油脂製造業	サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業(中間製品、マーガリン、ショートニング含む)(食肉販売業でのヘッドやラードの製造は含まない)
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業、併せてみそやしょうゆを主原料とする食品の製造
21	酒類製造業	酒の仕入れから搾りまでを行う営業、小分け含む
22	豆腐製造業	豆腐、併せてその副産物を主原料とする食品の製造
23	納豆製造業	納豆の製造
24	麺類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業。
25	そうざい製造業	そうざい(米飯やパンと組み合わせた食品含む)を製造する営業
26	複合型そうざい製造業	そうざい製造業においてHACCPを導入した場合に限り、食肉処理業、菓子製造業、水産食品製造業(魚肉練り製品除く)、麺類製造業を行う営業
27	冷凍食品製造業	そうざい製造業で製造されるそうざいの冷凍品で、規格基準が定められている冷凍食品を製造する営業
28	複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業においてHACCPを導入した場合に限り、食肉処理業、菓子製造業、水産食品製造業(魚肉練り製品除く)、麺類製造業に係る食品の冷凍品の製造を行う営業
29	漬物製造業	漬物の製造、併せて漬物を主原料とする食品の製造
30	密封包装食品製造業	缶、びん又はレトルトパウチ等の気体透過性の低い容器に密封し、冷凍・冷蔵を要せず相当期間保存できるもの (pH4.6以下や水分活性0.94以下の食品(酢やはちみつ)を除く)(前各許可における製品製造を除く)
31	食品の小分け業	製造に許可を必要とする食品で、すでに製造された既製品を小分けし包装する営業 対象外: 乳、乳製品(固形を除く)、清涼飲料水、液卵、酒類、食肉の小分け →各許可 氷雪の小分け → 氷雪販売業(届出) アイス → 小分け不可
32	添加物製造業	規格が定められた添加物の製造をする営業(小分け含む)